

議案第 92 号

土地の処分について

令和 6 年 12 月 3 日 提出

阿見町長 千 葉 繁

土地の処分について

次のとおり土地の処分をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- |             |                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 1 処 分 の 目 的 | 有限会社ネオポリスへの払下げのため                                   |
| 2 土 地 の 表 示 | 阿見町大字荒川本郷字シク 1965 番外 19 筆                           |
| 3 土 地 の 面 積 | 1 5 , 3 0 8 m <sup>2</sup>                          |
| 4 売払予定価格    | 8 6 , 9 1 1 , 7 5 0 円                               |
| 5 相 手 方     | 茨城県つくば市研究学園一丁目 2 番地 15<br>有限会社ネオポリス<br>代表取締役 小津 信太郎 |

## 概 要 書

1. 件 名： 土地の処分について
2. 払下場所： 阿見町荒川本郷地内（Lブロック）
3. 対象地の概要： 茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷字シク 1965 番外 19 筆  
払下げ町有地面積  $A=15,308.00 \text{ m}^2$   
契約の相手方：有限会社ネオポリス  
代表取締役 小津 信太郎  
本社：茨城県つくば市研究学園一丁目 2 番地 15 号  
契約金額：金 86,911,750 円（平均単価  $5,677 \text{ 円/m}^2$ ）
4. 事業概要： 開発行為により想定区画数 190 区画の宅地造成を計画
5. 今後の予定： 議会議決日に本契約締結予定  
（仮契約 令和 6 年 11 月 19 日）